野 企 第 5 号 平成27年1月22日

野洲市議会 日本共産党野洲市議会議員団 団長 野並 享子 様

野洲市長 山仲 善彰

2015年度野洲市予算に関する要望書について(回答)

新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、平成27年11月28日付で要望のあった標題の件について、別添のとおり 回答します。

行財政

1. 平成23・24年度の集中改革プランで、市民サービスを切り下げた施策の復活をされること。例えば 70 歳以上の循環バス無料化。

(回答)

集中改革プランで「当分の間の措置」としていた以外の項目については、体質改善等の見直 しを主として実施したものであり、プラン内容の維持を基本にしています。改めて検証が必要な ものについては、行財政改革推進計画に基づく取り組みや予算編成過程の中で個別に判断し、 更なる体質改善を図っていきます。

また、市内循環バスの高齢者に対する無料化については、受益者負担の適正化の観点で当初から有料化の方向で進めたもので、併せて市民二一ズに添った路線の拡大を図ったものです。

【所管部:政策調整部】

2. まちづくりは、均衡ある土地利用及び大企業に頼る行財政運営から、地域産業の振興を基本に進め、農業を始め、小規模企業振興基本法の具体化をされること。

(回答)

国においては、小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「小規模企業振興基本計画」が平成26年10月に公表されました。市においては、この計画の具体的な施策の方向を見据えながら、平成24年4月に策定した「野洲市商工業振興指針」に基づき、地域産業の振興に取り組んでいきます。

【所管部:環境経済部】

3. 工業振興助成制度について、資本金10億円以上の企業についてはこれを廃止されること。 (回答)

野洲市工業振興条例に基づき、既に決定をした助成金の交付は、債権債務の関係が成立し、 交付決定どおり進める必要があります。毎年5千万円を予算確保し資本金の多寡にかかわら ず、按分して交付する旨を、既に該当企業へ説明も終わり、同意を得ていることから、廃止は考 えていません。

【所管部:環境経済部】

防災

1.48年ぶりに原発ゼロでも電気は足りていました。企業のメガソーラーも徐々に普及しています。 廃炉工程で人手も入り、雇用の創出は見込めます。エネルギーの地産地消の取り組みを市とし

ても追求し、国に対してはエネルギーのベース電源に原発を位置づけるのでなく、再生可能エネルギーへの転換を求められること。

(回答)

原発を含めたエネルギー政策については、厳格な危機管理のもとで、国レベルで政策決定されるものと考えています。また本市としての取り組みとして再生可能エネルギーの促進として、メガソーラーの取り組みを支援しています。

【所管部:環境経済部、政策調整部】

2.本市は福井原発群から約60kmであり、ひとたび事故が起これば深刻な事態となる。原子力規制委員会の意見や国の判断は、住民目線でなく電力会社目線であり、市として市民の生命財産を守る立場から、原子炉の地下や周辺に活断層がある原子炉は、廃炉にしていくこと。とりわけ老朽化原発の廃炉、新規建設中止、もんじゅ廃止などを国に求められること。

(回答)

昨年度の回答にもありますが、原子力発電所の再稼動については、安全性や判断基準により国の責任において適正に進められるものと期待しています。また、廃炉についても、国全体の将来にわたる大きな問題であることから、市独自の要望等については考えておりません。

【所管部:市民部】

3.市防災計画の抜本的な見直しを求めたのに対し、防災会議で検討していくとのことですが、災害対策基本法42条に基づき、農地や南部水道への対策を講じられること。

(回答)

昨年度の市地域防災計画の見直しの中で原子力災害編の追加を行っています。 今後、必要があれば都度修正を加え、防災会議の場で審議していただくよう検討していきます。

【所管部:市民部】

医療•福祉

1.新病院建設については、野洲駅南口周辺整備構想にも関連しており、JAとの協議が不調に終わり市有地でのみの開発となったが、早期の建設を市民は望まれている為、計画通り進められること。

(回答)

野洲駅南口周辺整備構想については、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会、滋賀県立大学・立命館大学・野洲市による共同研究の積み重ねの作業の中で、野洲駅南口整備構想(案)を示し、新病院の建設候補地が示されています。野洲駅南口周辺整備構想(案)については、

構想(案)に基づく基本計画や事業スキーム等の検討に入り、一層の事業促進を予定しています。新病院の建設についてはJAの参画の有無に関係なく、26年度において(仮称)野洲市立病院整備基本計画の策定に着手しており、(仮称)野洲市立病院整備基本構想で示した整備スケジュールで進めています。

【所管部:政策調整部】

2 介護保険

1.特別養護老人ホームの待機者は増加の一途である。公的保険制度でありながら必要なサービスを受けられない事態の打開へ、特別養護老人ホームの整備を推進されること。またショートスティの増床を図られること。

(回答)

現在、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定する中で検討しています。

【所管部:健康福祉部】

2.来年度から、非課税世帯に対しての「補足給付」も預貯金があれば除外することや、要支援の 生活支援サービスを保険対象外にし、NPO法人やボランティアなどで対応することとなり、高所 得者の自己負担は既に2割へと引き上げられた。このような負担増やサービス低下になるもの については国に改善を申し入れされること。

(回答)

必要に応じて対応します。

【所管部:健康福祉部】

3 国民健康保険

1そもそも、国民健康保険を広域化しても根本的な運営打開や改善には繋がらず、自治体での独自施策の廃止や国保税の引き上げになるだけでなく、きめ細やかな運営や相談活動も困難になる。根本的には、この制度の矛盾も大きく、昨年度の予算要望の回答に『国庫負担の増額を要望していく』とあったが、引き続き国に対して要望されること。

(回答)

本市は、医療保険制度の一本化を最終目標として明確に据えないような単なる広域化には従来から反対でした。しかし昨年12月、プログラム法の成立によって平成29年度からの都道府県化が定まってしまったことから、次善の策として、「都道府県化」なのだから県の直営とすべきであり、また、保険料の高低を市町別に設定するのであれば、市町別の医療費水準を考慮しないしくみにすべきであると考え、こういった意見を県や国にすでに伝えています。なお、国保の原資の確保についても他の自治体等とともにすでに要望しています。

【所管部:健康福祉部】

2.広域化そのものに問題があるが、8月議会の質疑の中で広域化が実施される前に、基金を取り崩して国保税引き下げを検討されるとあり、今年の3月以降の保険給付費の増加も実態としてあるが、市民の負担軽減の為にも来年度の国保税引き下げを実施されること。 (回答)

今回の引下げ検討については、国保の都道府県化を根拠に基金適正規模を下方へ変更したことに伴うもので、国保財政の適正化と健全化の維持を大前提に、市民負担の軽減が図れないかを模索してきたものです。

現時点(1月13日)での検討結果を申し上げると(1月22日の国保運営協議会での協議結果を踏まえ最終的な機関決定をします)、平成27年度予算案の作成というギリギリの段階まで可能性を保ってやってきましたが、年末から年始にかけて、年度当初の想定を覆すような止むを得ない2つの状況変化が確実化したため、平成27年度からの引下げは実施しない考えです。

1つ目の状況変化は、医療費の高騰傾向が止まらないこと等による財政見込みの下振れです。当初の想定では、医療費の上昇は年3~4%といった一般的な水準を基準に、3年で10%程度の上昇と見込んでいました。しかし、平成26年4月診療分を境に急騰し始めた医療費は、12月支払(10月診療)になっても止まらず(対前年度同月累計で8.9%増(一般費用額ベース))、これを基にしては3年で15%の上昇を想定せざるを得ない状況となりました。また、平成26年12月26日に国から示された平成27年度の交付金関係の予算に係る算定係数が若干低く、歳入の柱である前期高齢者交付金の見込額が当初想定の約29億円から28億円と2ヵ年で1億円程度下に振ったことも、最終段階で引下げを断念する要因となりました。これらにより、当初、平成28年度末で1億7千万円維持できる(1億円引下げできる)と見込んでいた基金等ストック財源の残高は、引下げせずとも適正規模とした6千万円程度にまで減少してしまう見込みとなりました。

2つ目の状況変化は、都道府県化の施行時期の延伸が濃厚となったことです。平成 30 年 4 月に都道府県へ移行する方針を国が固めた、という各紙の報道(平成 26 年 12 月 26 日、1 月 6 日)を受けて県に事実確認したところ、その信憑性が一定確認されました。このことによっても、平成 27 年度から想定規模通りで引下げを実施することは、合理性に欠け困難と判断せざるを得なくなったところです。

【所管部:健康福祉部】

3.高い国保税により支払い能力を超えた滞納世帯が増加している。誰もが払える国保税にする為にも、基金の取り崩しと共に一般会計からの繰り入れを復活させ、一世帯一万円の引き下げをされること。また、市独自の減免制度を拡充されること。過去3ヶ月の収入を基本とされること。 (回答) 一般会計から国民健康保険特別会計への繰り入れについては、一定のルール(総務省が示す基準など) に基づいて行っており、国保以外の医療保険加入市民との公平性の観点から行なうべきではないと考えます。

また、国保税は応益割の要素が約50%ありますが、法に基づく7.5.2割の軽減制度があり、平成26年度から拡大も図られていることから、この部分については一定必要な措置は講じられていると考えています。一方、実額が大きくなる所得割の部分に関しては国保財政の構造的な問題がその根底にあると考えるところで、社会保障と税の一体改革で掲げられた残り1700億円の早期投入や、後期高齢者支援金の総報酬制による国庫財源の国保への投入など、構造的規模での公費措置や保険制度間の財政調整制度の確立が必要と考えていることから、その実施を国に求めています。

なお、市独自の減免制度については、既に条例及び要綱で対象者等の要件等を定めており、 これを基準に、引き続き丁寧な相談と的確な適用を行って対応していくべきと考えています。 このため、ご提案のような拡充やルール変更は検討する予定はありません。

【所管部:健康福祉部】

4.県下でも高い発行率の資格証明書の機械的な発行をやめるべきであり、昨年172名への発行から今年の6月の時点で102名へと大幅な減少となってはいるが、市民相談室や納税推進室との連携を更に強める中で、納税相談に来れない方々などに対する滞納の理由等の内容を調べる努力を進め、全ての方々に保険証を発行されること。

(回答)

市民生活相談課や納税推進室との連携はすでに強化しています。市役所に来て特別事情を申し出ることが諸々の事情からできず、結果的に資格証明書の交付対象者となる人が生じないようにする必要性は認識しています。

滞納のすえ資格証の交付対象になったことをきっかけに、当該対象者の困窮状況が把握され、生活支援と納税相談が速やかに適用され改善されるシステムが何より必要ですが、それは適法かつ合理的に実施されなくてはならないことから、具体的な仕組みはまだ調整中です。

【所管部:健康福祉部】

5.国民健康保険法第44条に基づく医療費減免制度を広報や健康保険証の発行時に内容を知らせること。

(回答)

次年度実施することとし、方法は検討します。

【所管部:健康福祉部】

6.昨年度の予算要望で市内の開業医や病院での無料低額診療制度の実施を求められることに対しての答弁で、『実施主体が自治体ではないので回答出来ない』とあったが、答弁になっていない。

県下でも例えば「ぜぜ診療所」や「小平井医療生協」などが3割負担が払えない人に対して行っているこの制度の実施を、市内の開業医に対して求めること。

(回答)

無料低額診療事業の実施主体(負担者)はそれぞれの医療機関です。また、昨年度までの 回答では述べ足りていませんでしたが、これは国が管轄する事業であり、さらにこの制度の普 及や適正運用等は、都道府県から中核市までの法定受託事務となっています。そういったこと から、機関的に本市がこの制度の実施を医療機関に求めたり勧めたりすることは、滋賀県に対 する越権行為になると同時に、市内医療機関に対しては根拠のない民事干渉になってしまいま す。こういったことから、ご要望に応えることはできません。

【所管部:健康福祉部】

4 子育て支援

1.来年4月から実施される『子ども・子育て新システム』は、国と自治体の保育に対する責任を後退させ営利企業に委ねるものであり、保育条件の改善も出来ない。財源は増税された消費税の一部を基本にしている。保育料の算定の仕組みが国の所得税である応益負担から、市町村の住民税である応能負担と変わる事になった。この保育料設定では低所得層及び子どもの成長発達を保障できず、親の懐次第の輪切り保育になりかねない。例えば東近江市では、保育園の保育料が最高で7,000円引き下げられ、逆に幼稚園の保育料が引き上げられると言う状況でもあるが、この算定の仕組みの変更によって保育園や幼稚園の保育料の引き上げに繋がらないようにすること。

(回答)

新制度への移行に伴う幼稚園保育料は、平成26年12月18日の市議会全員協議会でお示ししたとおりです。保育園保育料についても、現在の保育料の水準から大幅な変更とならないように検討しています。

【所管部:健康福祉部】

2.保育園を充実し、幼稚園での預かり保育はやめられること。

(回答)

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園での預かり保育は継続して行います。

【所管部:健康福祉部】

3.病児・病後児保育所を設置されること。全保育所に看護師を配置されること。

(回答)

病児・病後児保育については、現在策定中の野洲駅南口周辺整備構想の中に位置づけられている市立病院での対応を検討していきます。看護師の配置についても費用が必要なことから、財源の確保等も含め継続して運営できる体制を検討する必要があると考えています。

【所管部:健康福祉部】

4.学童保育の土曜保育を実施されること。

(回答)

土曜保育は課題の一つであると認識はしていますが、学童保育所の持続ある運営を図ることが喫緊の課題でありますので、まず「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」の提言に基づいた料金体系の見直しにより、安定的な運営の基盤が確立した上で、他の課題となっている制度等について取り組んでいきたいと考えています。

【所管部:健康福祉部】

5.65歳までの祖父母がいる家庭では、学童保育に入所できないことを改め、60歳までに引き下げられること。

(回答)

学童保育は労働等により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に安心・安全な居場所を提供するためのサービスであり、祖父母がいる家庭では、本来、その家庭が安心・安全な居場所であると考えます。しかし、年金支給開始の年齢である65歳以上の祖父母については、体力的な衰えもあるかと判断し、入所基準を緩和しています。現時点では、60歳まで引き下げることは考えていません。

【所管部:健康福祉部】

5 医療・保健・在宅福祉

1.後期高齢者医療保険制度は、年齢による差別や保険証の取り上げと、天井知らずに上がる保険料など多くの問題を抱えており廃止を国に要望されること。

(回答)

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度施行以来、その制度の機能を発揮し、一定 の役割を果たし、定着しております。

また、社会保障制度改革国民会議の報告書においても、「後期高齢者医療制度については、 現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を 行うことが適当」とされており、今後も高齢者に不安や混乱を与えることのないよう、継続的・安 定的に医療を受けられるように制度運営に努力し、慎重に時間をかけた検討がされるよう、国 に要望していく考えです。

【所管部:健康福祉部】

2.約6000筆の署名が提出されている、中学校卒業までの通院医療費無料化を、湖南4市で足並みを揃えるのでは無く、野洲市が子育て支援の先進地として先導して実施されること。同制度を国や県の施策として実施するよう強く要望されると共に、福祉医療を理由とした国庫負担の減額(ペナルティー)を行わないよう求められること。昨年度の予算要望での答弁では、制度拡大するのに約9,500万円の財源が必要とあったが、例えば能見市の算出方法で助成費を試算すれば約5000万円と言う額にもなる為、改めて試算を行い実施されること。

(回答)

通院医療費無料化の拡充については、財源の問題や政策の優先順位の問題と併せて、 医療を含めた生活圏域の均一的なサービス提供の必要性から、地元医師会や近隣市、関係 機関との連携・調整が必須であり、本市のみで制度拡充できるものではないと考えます。

次に、国県への要望については、福祉医療費助成制度の実施に関わって国庫負担金を削減する運用の廃止とこの制度を将来、持続的安定的に運営していくために関係機関とともに要望していく考えです。

次に、制度拡大に伴う経費の算出方法については、野洲市の国民健康保険加入者の平成 25年3月~26年2月の年間医療費実績に基づき試算しており、手法としては適正であると考えます。その結果、諸経費を含めて約1億円の財源が必要となります。

【所管部:健康福祉部】

3.福祉タクシーチケットの初乗り運賃制度は、公共施設や病院に近い居住者と、遠い居住者とでは不公平になるため、改善されること。

(回答)

利用者の方に、年間を通じて病院の往復や日用品の買物などへの外出頻度を高めていただくことを目的としていますので、タクシーの利用距離による助成の変更は、現在のところ考えておりません。

障がい者施策及び高齢者施策で実施するタクシー運賃の助成事業は、生活行動範囲の拡大により社会参加の促進を図ること等を目的に実施しています。このため、利用目的を公共施設や病院への利用に限定するものではなく、広い範囲での利用を想定していることから、初乗運賃を勘案した現行の料金制度は、公平であると考えています。

【所管部:健康福祉部】

4.妊婦検診の完全無料化をされること。

(回答)

妊婦健診につきましては、母体と胎児の健康を守り、安全で安心な出産のため、定期的に健診を受けることが重要と認識し、標準的妊婦健診回数である 14 回分の助成が確保できるよう、健診 1 回ごとに医療保険並みの上限額を設定した基本受診券 14 枚と検査券7種 10 枚を交付しています。

国は必要な回数(14 回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成 25 年度より地方交付税措置としています。これまで、本市の健診費用の助成額は、市内の産科医療機関の実質経費を参考に、医療保険並みの公費負担として総額の 70%としておりました。この額は全国的に見て下位の公費負担額であると認識しております。

そこで、このことを重く受け止めるとともに、妊婦さんが、安心して出産できるよう経済的負担の軽減を図るため、厳しい市の財政状況ではありますが、まずは医療保険並みの負担割合を緩和する方向で、普通交付税算定数値を基に計算した金額に近い額への変更を検討しています。

【所管部:健康福祉部】

6 生活保護

1. 生活保護の改悪で最大10%の削減に反対されること。

(回答)

生活保護基準については、物価の動向、年金や最低賃金とのバランスに加え、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するために、必要な激変緩和措置を実施したうえで改正されているものと考えています。生活困窮者対策については、生活再建など市独自で総合的に支援を行っています。

【所管部:健康福祉部、市民部】

2.3年間で670億円の削減計画を止めさせ、国の負担を増やすことを要望されること。(回答)

国の負担については、これまでから近畿都市福祉事務所長会を通じて国の負担増を要望しています。

【所管部:健康福祉部】

3.生活保護法が改定され、「親族による扶養義務の強化」となっており、それを条件にすれば、保護を断念し餓死・自殺など予想される。扶養義務者の欄に記載が無くても保護決定に影響を与えないと社会保護局長が答弁しており、野洲市においても遵守されること。 (回答) 従前より、扶養義務者の欄に記載が無くても保護申請は受け付けており、生活保護の適用に 当たっては、法令等に従い決定しています。また、扶養義務者による扶養又は経済的支援が可 能かどうかは、調査に基づき実態に即して審査しています。

【所管部:健康福祉部】

4.母子加算は復活したが、兄妹の葬儀にも行けないと言われている高齢者の為に、高齢者加算 なども復活するよう国に要望されること。

(回答)

高齢者加算については、物価の動向に伴い年金の減額が実施されている状況下では、年金 受給者とのバランスから復活を要望する時期ではないと考えます。

【所管部:健康福祉部】

教 育

1.いじめ問題で教師がいじめを発見できないなどの背景に教師の多忙化があることが指摘されている。少人数学級の推進や複数担任の促進、スクールソーシャルワーカーを大規模校だけでなく、全小学校に毎日配置するなど教育条件の整備を図ること。

(回答)

学校においては、教師の多忙化を防ぎ、いじめを見逃さずに早期発見できるよう組織的な体制をとっています。本市において、計画的に市費での心のオアシス相談員や特別教育支援担 当職員等を配置し、教職員が子どもに向き合い寄り添う時間確保や相談活動の充実に努めて きました。

現在、市内小学校にスクールソーシャルワーカー1名が配置されています。今後は、市費で スクールソーシャルワーカーの配置検討を考えながら、引き続き県に対して、スクールソーシャ ルワーカーの派遣時間数の拡充を要望していきたいと考えています。

【所管部:教育委員会】

2.文部科学省が35人学級推進の方針を明らかにし、段階的に取り組むことにしたが、全学年での法制化には至っていないため、校長、教頭も授業に入らなければならない状況である。国に対し早期に35人学級の法制化を求められること。本市では30人学級の取り組みを積極的に推進されること。

(回答)

現在、国・県の制度に基づいて35人学級を実施しています。今後も国・県の制度に基づいて 35人学級編制を推進していきますが、30人学級については、今後の検討課題であると認識しています。

【所管部:教育委員会】

3.幼稚園の学級規模は30人とされること。子どもの適切な保育条件へ、3歳児は20人学級とされること。

(回答)

「野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画」に基づき、施設整備と定数の 見直し等を検討します。

また、施設の状況等により異なりますが、可能な限り、4歳児、5歳児では30人、3歳児では20人となるようにしています。

【所管部:教育委員会】

4.不況下の中、仕事減や収入減により暮らしは大変である。現在の就学援助基準は実態に合っておらず、生活保護基準が引き下げられていることから、生活保護基準の1・5倍にされること。 (回答)

現在、野洲市の要保護及び準要保護については、その基準を生活保護基準の1.2 倍として、 児童生徒就学援助費支給要綱に定め援助を実施しています。その1.2 倍という基準については、 経済的に困窮する者への支援策として妥当と判断しているため、見直しは考えていません。関係 機関と連携をとって、真に支援を必要としている世帯に対して支援をすることが大切であると考え ています。

【所管部:教育委員会】

5.ポストハーベストのマラチオンは精子数を減らすという環境ホルモン作用が指摘されています。ポストハーベスト農薬は通常畑で使われる農薬の100~数百倍濃い濃度で使われ表面に付着するだけではなく、皮の中にまで浸透する危険性があり、洗い落としきれない。よって給食材料に葉物や果物に関しては、外国産を使用しないこと。地産地消を追求し、地元農産物の利用を増やされること。

(回答)

学校給食の食材である葉物野菜や果物については、原則外国産は使用しておりません。又、 JAや地元生産団体と調整しながら地元の農産物の活用に努めております。

【所管部:教育委員会】

まちづくり

1. 野洲駅前周辺整備については、文化・歴史・景観を継承し、市民が願う賑わいと交流のまちづく りを進められること。

(回答)

野洲駅南口周辺整備については、平成25年6月に野洲駅南口周辺整備構想検討委員会がまとめられた報告書を土台として、心と体の健康をテーマにした人と人とのつながりによるにぎわいづくりをめざし、6つの機能の具現化のために共同研究を行いました。その中で、市民活動団体へのアンケートや各世代へのヒアリングの実施、市民ワークショップの開催など皆さんの意見によって駅前づくりを進め、平成26年6月にはその成果として整備イメージを提案頂きました。そして、その提案を実現性・持続性のあるものとしていくために「野洲駅南口周辺整備構想」としてまとめ、公表を行います。

今後はこの構想に基づき、各施設の整備計画等の具体化を進めていく中で、引続き市民の皆さんが主役となってまちづくり・駅前づくりができるよう工夫して事業の推進を図っていきます。

【所管部:政策調整部】

2. 景観条例が制定され、景観計画が施行されたが、さらなる重点地域の設定を進められること。 また県と市が連携して近隣景観形成協定を自治会等に働きかけて建物や緑化等景観形成に 関する取り組みを地域住民が主役のまちづくりを応援し進められること。

(回答)

景観重点地区の指定は、権利の制限を受ける地区内の地権者と十分に議論し、地域の景観保全に係る合意形成を図る必要があります。近隣景観形成協定などの制度についても自治会等に働きかけるため、広報なども活用し、景観形成に関する制度周知を行うことで景観まちづくりを進めていきます。

【所管部:都市建設部】

3. 循環バスについては改善がされて来たが、引き続き病院の受付時間や予約時間に間に合う時間設定及び日曜運行、利便性を高める為に運行本数の増加をされること。ワゴン車の更新時に、車椅子や押し車で乗車出来る車両とすること。昨年度の予算要望で、新病院建設に向け新たな路線を予算1,500~1,800万円ほどで3路線ほど増やす事を検討しているとのことであったが、将来的に更なる過疎化が進むと予測される郊外の市民にとって、通院や買い物などの利便性を考慮した計画を立てられること。

(回答)

野洲市コミュニティバスの日曜日運行やこれ以上の増便は、増車も含めたさらなる運行経費が必要であり、利用状況を考慮すると費用対効果の面から困難と考えています。ダイヤについては利用者の需用に合わせた調整を検討します。

また、車いす対応車両の導入には相当な経費が必要であり、小型車両を前提とした現在の路線に対応できる車いす対応車両の場合、乗車定員が少なくなる等の問題がありますので、これらの問題を踏まえたうえで車両更新の際に検討します。

なお、今後は新病院整備等の新たな施設などを踏まえた新路線等も検討していきます。

【所管部:市民部】

4. 部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会からの退会をされること。人権啓発 事業などについては、市民の自主的なものをのぞいては廃止されること。

(回答)

当実行委員会は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するために、差別撤廃と人権確立の法整備をはかることを目的として、(仮称)「人権侵害救済法」の早期制定の要求に取り組んでいます。よって、人権政策の確立に向けて、当実行委員会の一員として、引き続き取り組んでいきます。この観点に合わせて「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、人権啓発事業などにも取り組んでいきます。

【所管部:総務部】

5. 大津湖南都市計画道路は本市にとっても重要な幹線道路となる。早期の整備へ、国県に働き かけること。

(回答)

大津湖南幹線は重要な幹線道路として位置づけており、平成27年と28年にかけて用地買収を行ない、平成29年度には工事着手される予定です。また、現在は、地元自治会や地権者と協議を行っており、早期に供用開始されるよう引き続き国や県に対し要望活動を行っていきます。

【所管部:都市建設部】

6. 環境問題に取り組む市民団体へ積極的な支援をされること。

(回答)

平成27年度においても、環境基本計画に定める市民協働プロジェクトの実践に必要な支援を 行います。

【所管部:環境経済部】

7. 新踏切の改良は、市が計画を立てれば JR は協議すると言っている。通学路であり、拡幅や立体交差の事業化をし、JR と協議されること。

(回答)

当該地一帯は、野洲市交通ネットワーク構想の中でJR琵琶湖線野洲駅・篠原駅間の新駅設置に向けた取り組みを進める地域としており、新駅の整備時には駅舎を利用して踏切を横断することも想定しています。

また、現状では線路に沿った市道小篠原上屋線が近接していることもあり、道路構造令に準じた取り付け道路の整備ができないことから、踏切の拡幅等の実現は非常に難しいものと考えます。

このような課題を整理した上で、適切な時期に協議を行いたいと考えています。

【所管部:都市建設部】

8. 公共施設間を移動できる乗り捨ての自転車の設置をされること。

(回答)

各種の公聴や要望で市民ニーズとして出ていないこと、ニーズの数や量が想定できないため、 公共施設間を移動する乗り捨て自転車の導入は予定していません。

【所管部:政策調整部】

9..市道の維持工事に関しては市民の要望に応えられて随時行われているが、まだまだ陥没やひび割れ、隙間からの雑草の繁殖など老朽化が激しい箇所も多い為、全体的な計画と並行して 緊急を要する箇所の補修や整備を実施されること。

(回答)

限られた予算の中で緊急を要する箇所や優先順位等を適切に見極め、効率的に補修や整備を実施していきます。

【所管部:都市建設部】

10. 国道 8 号線の御上交差点の歩道橋の補修をされるように、国に要望されること。県道大津能登川長浜線の久野部地先の歩道橋の補修を、県に要望されること。

(回答)

国道8号の御上交差点の歩道橋については、1月から3月にかけて工事が施工されます。大津能登川長浜線の補修は既に完了しています。今後とも通行に支障が生じる箇所についてはその都度対応していきます。

【所管部:都市建設部】

11. 冨波野地域からの通学路に歩道が整備されていないため、白線だけでなくグリーンベルトを導入されること。

(回答)

現在、教育委員会が主体で道路河川課、生活安全課が連携し、市内全域の通学路の安全 確保を図るため、通学路安全推進会議の立ち上げと通学路交通安全プログラムの取りまとめ に向けた準備を進めており、冨波野地域も含めた市内通学路の現地確認及び安全点検を順 次実施する予定をしています。その後、具体的な安全対策や実施の優先順位等の検討と実 施計画の策定を行うことになりますが、その中で当地域のグリーンベルトの導入の妥当性や 効果についても検討をしていきたいと考えます。

【所管部:都市建設部】

12. 川田橋北詰の交差点に信号機を設置されることと、渋滞の解消を検討されたい。 (回答)

平成26年6月に信号機設置要望書を提出しておりますが、県内でも約700箇所の要望がある状況です。付近の渋滞解消については、県と対応を協議していきます。

【所管部:市民部、都市建設部】

13. 県道木部野洲線の久野部地先から変電所までに歩道を設置されたい。円光寺の文化財の移動を検討するなど、危険な交差点の改良を行い右折だまりを設置されたい。

(回答)

歩道については、滋賀県の道路整備アクションプログラムにおいて事業化検討路線に位置づけされていますが、住居が密集している上道路幅員が狭く、地元自治会と協議した中でも歩道の用地確保が非常に困難であります。また、交差点改良については、円光寺は国の指定文化財であることから、関係機関と協議した結果、移転については難しい状況で、当路線の改良は非常に困難であると認識されています。

【所管部:都市建設部】

産業

1. 引き続く、不安定雇用のもと、市内大企業に対して安定雇用の確保を申し入れされること。 (回答)

地元雇用や障がい者雇用およびその雇用の維持・拡大については、毎年5月、工業振興助 成金の対象企業への企業訪問の中で、配慮いただきたい旨の申し入れを行っています。

また、去る10 月の野洲工業会の行政懇談会においても、市内企業に対し申し入れをしたと ころです。

今後においても、あらゆる機会を通じて、市内企業に対し申し入れをしていきます。

【所管部:環境経済部】

2. 地域経済に大きな効果をもたらす「住宅リフォーム補助制度」「商店リフォーム助成制度」「小規模改善工事登録者制度」を創設されること。小規模企業振興基本法を具体化されること。 (回答)

リフォーム補助制度については、現在の景気後退は、建設業に限られたものではなく、地域経済の振興策とするには、実施効果が薄いと考えており、同制度の創設は考えていません。

【所管部:環境経済部】

小規模改善工事登録者制度については、小規模工事であっても適正な施工が見込める業者は、建設業許可を受けた業者、また税の滞納のない経営状態が健全な業者であり、それぞれの条件を満たす指名登録業者に発注すべきと考えており、同制度の創設は考えていません。

【所管部:総務部】

3. 政府が環太平洋経済連携協定(TPP)に参加し協議しているが、野洲市農業に壊滅的打撃を 受ける。さらに、関連産業を始め雇用や地域経済にも深刻な影響を与える。よって、脱退することを申し入れされること。

(回答)

環太平洋経済連携協定(TPP)については、国家間レベルで協議中であり、またその内容が明確に示されていません。しかしながら、農業に与える影響は多大なものであると認識しており、今後の交渉内容を注視するとともに産業・就労構造全体を見極め、慎重かつ、国の将来のあり方を見越した対応が必要でないかと考えています。

【所管部:環境経済部】

4. 野洲市農業の振興へ、本市農業の理念と施策を明らかにした「野洲市農業振興条例」を制定されること。なお、現在、策定が進められている農業振興計画は実行性あるものするために、計画の推進を図る委員会を設置されること。

(回答)

「農業振興条例」の制定については、農業振興計画の実施をもって農業振興に努めているため、現在のところ考えていません。また、農業振興計画の実施に当たっては、野洲市農業振興計画振興委員会を設置し、計画の進行管理を行っています。

【所管部:環境経済部】

5,米価暴落の現状の中、再生産可能な対応が求められます。安心して農業が続けられるように価格保証・所得補償の改善を国に求められること。

(回答)

今年度の米価概算金の大幅な下落については、生産農家の所得減少が懸念され、農家にとって深刻な問題であると、市としても認識しているところです。

米価や農家所得の改善だけでなく、農政は国の施策によるべきところが大きいため、農業全体の施策方針について国や県と議論を重ねていきたいと考えます。

【所管部:環境経済部】

台風や集中豪雨による被害対策

1.雨水対策事業として友川の河川改修工事が進められているが、年々増す集中豪雨による被害が常習的なものとなっている為、早期の緊急計画実施を実現されること。

(回答)

今年は、8月の台風襲来による長雨や前線停滞によるゲリラ豪雨など、例年とは異なる気象に見舞われたところです。

現在、豪雨等による野洲駅南口の常襲的な浸水被害を軽減するため、祇王井川の流量軽減を目的に友川の雨水幹線整備事業に着手していますが、その他の小規模河川流域においても、近年の気象変化に対し脆弱な区域が存在しています。現在の組織体制や費用面などから全ての河川に対する早期の緊急対策は困難です。当面は、今後の気候変動の状況を見極めつ、溢水箇所等の脆弱区域の把握とその原因を見極め、効率的な対策の検討に努めていきたいと考えます。

【所管部:都市建設部】

2.地球温暖化による雨水の増加に対して、市内の全体的な河川の許容量が既に超えている為、 全体的な河川改修や雨水対策事業を計画的に進められること。

(回答)

前項の回答のとおり、各河川流域の現状を把握し、その対策方針を定めたうえで雨水対策

事業が必要な箇所を特定したいと考えています。

【所管部:都市建設部】

3.妓王井川の抜本的な改修を県に対して求める事も必要であるが、野洲市役所やアルプラザ周辺の小篠原地域に流れる様々な河川の改修を進めると共に、地元との連携による水門の開閉を密にして氾濫を防がれること。

(回答)

野洲市役所やアルプラザ周辺の小篠原地域に流れる河川については、全て一級河川妓王井川に合流していることから、まずは祇王井川(妓王井川)の流量を軽減するため、友川の雨水幹線整備事業を進めています。

また、豪雨時の治水対策に関係する水門の開閉については、その都度地元自治会に連絡を入れて操作をお願いするなど連携を密にしているところで、今後は、より一層水門の適正管理に努められるよう、施設管理者である野洲川土地改良区や地元水利組合等にも氾濫防止に対する協力を求めていきます。

【所管部:都市建設部】

4. 北地先における新川の氾濫で住宅地にまで逆流する状況を改善するためには、排水ポンプの 設置が必要であり、県に強力に求められること。

(回答)

昨年度、河川管理者である県知事に対し台風被害に関する緊急要望を行い、排水対策を検討する旨の回答をいただきましたが、現在のところ排水ポンプ設置の目途は立っていません。治水安全度向上のため、排水ポンプを早急に設置いただくよう今後も強く要望していきます。

【所管部:都市建設部】

5. 野洲市内の中小河川の氾濫は、JR 下の排水路の狭さに原因があり、拡幅が求められており、 JR と協議を強められること。

(回答)

現在、JRを横断している排水構造物は約60か所ありますが、一級河川等主要河川については、一部分は改修されている一方、普通河川の多くが未改修です。今後、各流域の状況を見極め対策の必要な箇所を特定し、改修計画が具体化した時点でJRとの協議を行います。

【所管部:都市建設部】

6. 床下浸水した家屋に対しての消毒体制が不十分であり、機器の購入か業者委託など充実されること。

(回答)

昨年度の回答のとおり、床下浸水等による家屋の消毒の必要性が生じた場合は、地域防災 計画に基づき、自治会を通じ消毒薬剤等を配布していきたいと考えています。

【所管部:市民部】

7. 防災無線が、聞き取れないことや聞こえない地域などあり、改善されること。

(回答)

大雨や強風などの気象状況、あるいは防音・断熱といった近年の住宅の構造等によっては、 固定系デジタル防災行政無線や広報車等の「音声による情報伝達」には一定の限界がありま す。このことから、音声情報を入手できない事態を想定し、テレビ(NHK)のデータ放送や災害時 の緊急速報メール、市のホームページなど、文字情報を活用して複数の媒体を通じて情報が 入手できるよう、きめ細やかな情報の提供に努めていきます。

【所管部:市民部】

平 和

1.平和都市宣言にふさわしく、平和行政と教育を推進されること。

(回答)

毎年8月中旬頃、パネル展などの平和啓発事業を実施しています。

また、各小中学校の平和教育については、人権教育全体計画等の中で位置づけられ、総合的な学習の時間等を活用し学習を進めています。さらに、修学旅行の中で体験的な平和学習を取り入れている小中学校もあります。今後も、こうした取り組みにより平和教育を推進していきます。

【所管部:総務部、教育委員会】

2.平和都市宣言を具現化するイベントの開催や憲法学習をされること。

(回答)

毎年、8月中旬頃に市内公共施設において「原爆」にスポットをあてたパネル展示を実施するとともに、広報「人権教育シリーズ」の8月号においては、原爆投下の被害に関する内容について触れ、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さを周知啓発しています。また、憲法学習については、社会科の学習の中で、教育課程に基づいて指導しています。

【所管部:総務部、教育委員会】